

(註) 当米之「五人組書上帳」は御私領四十九軒分で御料分十三軒は、三郎左衛門、七郎左衛門、甚兵衛、平右衛門、利兵衛、久米之助、五右衛門、市郎右衛門、五郎右衛門、與惣兵衛、八郎右衛門、八左衛門、半次郎で別に書上帳が出されている。

**新筍村川欠の事** 九十九里海岸平野は、隆起の沖積平野で、一宮川、南白龜、作田川、栗山川がこれを貫流している。一宮川は、かつては埴生川といい、長柄郡、埴生郡の境をなしていた。源を長南町笠森に發し、幾多の支流を合せ、延々三十糠におよび、一松地先で太平洋に注いでいる。九十九里海岸平野には、汀線に平行に沼沢地が点在している。これは、海岸平野生成の過程に残された窪地で、数回繰返されて現在の汀線を成している。更に海岸は川の上流から運搬された粘土層と、太東岬の海崖を削って北上する潮流に運ばれた土砂を堆積し、それがまた北東風によって陸地に吹き寄せられるのである。川口もこれによって北へ移動する。一宮川も旧河川を古地図でみると船頭給川口から大河原を通って海に注いでいる。それより前、下村を通つて古港に注いでいたこともあるらしく、そこに三角地帯の河原のできたことが考えられ、河原三角芝の地名も残っている。昔は護岸工事も行われず、洪水によつて川が移動したと見られる。船頭給地先の字名に「海道」、「汐入」という地名がある。粘土層が相当堆積し、かつての河底を思わせるものがある。このようない河の移動によつて村境の訴訟も幾回となく繰返され、船頭給村川沿いは一宮本郷新筍村の飛地となつてゐる。その訴状をみると、  
「乍レ恐以ニ書付御訴訟申上候」(町有文書)

一、長柄郡新筍村之儀、右高二百四十七石之内川欠に相成り、八

取り下し、其以後御支配替え御座候ても御普請仰付取り下し候。御代官御支配に相成り候ても両度御普請取為し仰付候。当御地頭様に相成ても去年六月中川通り御普請取極め取り下し候処に当年両度の洪水にて押流し、難儀仕候。船頭給より、年々松柳植出し前より本郷村は水強く当り申候。誠に本郷村之儀は地形五、六尺も高く御座候故川欠けに相成り、大方今年三十間程本田、新田畠へ欠込申し候。前々よりは川通り船頭給村の方へ百間余り川欠けに相成り此儀難儀仕候間、御代官様へ、川通りの御吟味奉ニ御願候。

一宮本郷は、船頭給村にくらべて地形上高く、一宮川から曲折しているため、洪水の時の水流のあたりが強く、年々川欠をみるにいたつた。そして「百四十七石の内八十一石六斗八升が川欠になり、約三分の一が船頭給村の附新田になつたので、これでは百姓相続も難しく、委細御検分を」ということから、船頭給村の川沿いに新筍村の飛地が認められたのである。

上総國長柄郡新筍村と同國同郡船頭給村川欠地論裁許之事

(木島文書)

新筍村訴の趣、当村高之内九拾六石余、先年より段々川欠致し

川向い船頭給村之附地に成り候得共、今以て右高之通り諸役等相勤候間右附地之分新筍立満地に相願候旨申之、船頭給村答候は附地無年貢之場所、当村に一切無之其上川添之村々は川を境に致し來り答レ之右出入絵画面にて地所難<sup>あだむ</sup>更。御代官森山勘四郎、

鈴木小右衛門之手代差違れ逐一令ニ地押<sup>さしつぶ</sup>遂ニ吟味<sup>ぎんみ</sup>処、新筍村川欠

十一石六斗八升去年迄に川欠仕リ候。田畠一町四段一畝十四歩川欠に相成り、正徳六年申の三月(一七一六年)巡見様根岸左衛門様、幸田善太夫様、御目付杉浦安兵衛様御廻り之節、書付を以て申上候。其後享保八年(一七二三年)卯年水腐り御検分の為め伊藤源之丞様、齊藤三郎左衛門様御出での節、委細川に相成候儀、船頭給村え附新田に取成し難儀仕り候由訴状差上げ、何とぞ御慈悲に此段御聞届け新筍村百姓相続仕り候様に申上候事。正徳六年申の年の訴状御巡見様之差上申候。

一、荻原源八郎様辰ノ四月中新田御改に御出での節、願書を以て御訴訟申上候。新筍村右高二百四十七石余御座候内、九十七石八斗二升七合九勺二才川欠に相成り候。委細願書差上御訴訟申候儀は川向う船頭給川通芝一町余御座候。此儀年々川欠仕り新筍村の土地船頭給村え相附申候間御慈悲に新筍村へ御仰付取下候様に奉<sup>まつ</sup>願上<sup>じまつ</sup>候得共、御尤に答え御檢地取り成し極め、一松村名主、組頭へ取為極は新筍村より願出申候間吟味の上、新筍村へ申付る段、御意取為し極め候。此儀は荻原源八郎様御尋ね取為極め候得共、新筍村より差上げ候願書委細に訳相知れ申候。同郡高二千四百六十石余本郷村高辻に御座候處、先年川通り何段歩段々川欠に相成り當八月十二日の洪水、同九月十二日の大水にて本田畠、新田畠都合一町何段歩川欠致し、難儀仕り候。先年御私領の節、御地頭様取極め取下候。其以後二十年御料所に相成り、能勢權兵衛様御代官の節、川通り御普請取極め

之反別貳町八段歩余在レ之。新筍申立て候反別は勿論高共に過半雖<sup>ま</sup>令<sup>め</sup>相違<sup>たがひ</sup>、川欠之地所有レ之段は無<sup>シ</sup>紛候。且又新筍より先年の古川跡は指所船頭給村田畠之内にて其場所は延宝年中檢地請之本田畠、其上當時川形も曾て無<sup>シ</sup>之、新筍よりも申傳える迄之由申之証拠も無<sup>シ</sup>之候。次に船頭給村より川を境に守来る由雖<sup>シ</sup>申本田高内之川欠は附寄の不<sup>レ</sup>及<sup>シ</sup>沙汰<sup>さた</sup>候。勿論土手内に有<sup>レ</sup>之、船頭給村本田畠は繩請之場にて水帳に引合せ相違無<sup>シ</sup>之、土手外川通に有<sup>レ</sup>之、見取場え新田畠は高外にて川欠附地と相見え候、依て新筍村地先を限り、川向に在<sup>レ</sup>之新田畠壱町九反八畝步余、芝地四反貳畝歩都合貳町四反歩余の地面別紙帳面に記し新筍村本田畠川欠貳町八反歩余之内立<sup>増</sup>満飛地<sup>ひぢ</sup>積り、今般吟味之上相渡之候。仍て為<sup>シ</sup>後証各加印形<sup>シ</sup>双方え書下し撰置条永く不<sup>可</sup>違矣者也。

享保十三年申十二月廿一日

稻下野印

御用方無<sup>シ</sup>加印

寛播磨

久大和印

御用方無<sup>シ</sup>加印

駒肥後

諏美濃印

大越前印

小信濃印

土丹後印

井河内印

新対村川欠については正徳年中から陳情御見方と願い、漸く享保十三申年（一七二八年）に至つて裁許を得て一宮川々添え飛地として新対村の所有となつた。新対村の言う川欠二町八反歩余は二町四反歩余が認められた。今迄は川を境に境界を決めたが洪水の時の水勢に依つて新対村側の土手が削られ、船頭給村の附地となつたが、その場所は年貢を納められる土地ではなかつた。恐らく船頭給村は慶長六年（一六〇一年）の本多中務の御検地後、延宝七年（一六七九年）の繩請けで川端の方は未墾の土地が多く本田畠ではなく、後之の新田畠で検地が行われたと思う。

新開砂畠徒黨の事  
幕府は享保二十年(一七三五年)、安永五年(一七七六年)、嘉永七年(一八五四年)に新田開発を命じてある。九十九里海岸は、年々隆起し、砂浜が伸びると共に浜芝地ができる。

地曳網が盛んとなるにつれて浜芝地の利用も増大した。浜芝地前面の白砂地は、塩場ばかりでなく、漁舟引揚場、水鰯堆積場として利用され、浜芝地は地曳網干場、干鰯、メ粕立場であり、地曳網漁業者にとって重要な場所であった。浜芝地は地曳網干場として、網一乗につき、幅百間を必要とし、豊漁時になると、広い浜芝地も不足するほどであった。元禄以降、地曳網が盛んになるに従い、浜付村の村民はこの浜芝地を開発して畑地にしようとは考えず、全く地曳網漁業用益地としてのみ考えるようになつた。享保二十年卯の高入れの場合は、どの浜付村も文句なく高請して開発した。しかし、安永五年午の高入れには事情もよほど変り、ここを開発すれば地曳

別て村方名主組頭へ年始礼格別十一月十五日より音信不通に罷成り、病人等有レ之候ても一切通路致さず、万事騒か敷ていに相見え、何様の儀出来仕るも難<sup>はづ</sup>計候上、昼夜共右の大勢馳集り連判洩置候者共は家根をも相探し、人を殺害可レ仕躰に相聞へ候に付、男女共昼夜に不限何所へも何方へも罷出候儀相成らず、勿論貸借の儀も何事に不レ依頼重差留の近々押込相破候様は以ての外の騒動に候えば、惣代を以て、奉御訴候。別て近隣郷迄も相誘候様子に相聞候に付片時も安心不レ仕候。右様儀前代未聞の騒動に御座候。委細は御尋ねの上可ニ申上候。

差上申一札之事

差上申一札之事

上総國長柄郡一松郷御領私領の百姓共、大勢申し合せ、郷内本興寺え相集まり願いの筋申し合せ、徒黨の仕業、農業の差障りに相成旨飯塚伊兵衛より差出しどと相成り、御吟味の上左の通り御渡候。

一、船頭結村縫之助殿、村地先新開場所の地割兼浜稼等、役人所  
え不<sup>レ</sup>宜に付き、発起致し物代頼証文持え本興寺又居宅にて連  
判致し百姓共大勢同意致され候より、農業、漁業共に差障に成る  
始末に及び候段、徒黨の頭相成り不届に付き死罪を仰付候事。  
一、中島村内匠儀、村内地先新開地割並浜稼の儀に付、村役人共  
相計らい、不<sup>レ</sup>宜の旨引請け縫之助発起いたし、本興寺又は居  
宅にて連判致し徒党を組み候段、江戸表より籠り右の願いに同  
意致し村方百姓共相計らい候始末不届に付、遠島仰付候事。

一、畠中村清蔵村内地先新開場地割並浜稼の儀村役人共相計らい  
不<sup>レ</sup>宜由、品々願いを船頭給村縫之助一同にて本興寺へ罷まわり越し、  
百姓共同意せしめ、印形相付果候節、徒黨の始末遠島相仰付候  
事。

この訴願に対し早速取締のため御手代斎藤要吉、大山彌四郎  
両人がお越になつて取調べたが、我儘申すばかりでは是非なく引き  
別れ、更に酉二月三日飯塚伊兵衛役所で取調べを受け、翌四日桑  
原能登守御役所で、縫之助直ちに入牢被仰、それより内匠儀は  
宿替赤坂の崎玉屋に御預けの後七日入牢、その他徒黨の者吟味の  
上二月廿日迄に内定、十月十九日御吟味の上御裁許仰付られ、次  
の判決があつた。（長生村史）

網漁業に差支える所が多かった。殊に浜芝地は入会地であつたから、内陸村から入り込んでいる出稼小屋が多く、これらが領主に開発願を出し、新田を開いて独立するものもあつた。小関村や真亀村は、浜芝地を開発して小関新田、真亀新田を開いて浜稼が困難となつて難没するようになつた。(千葉県農地制度史上巻)一松郷はこの浜芝地開発に反対し、百姓一揆を起している。安永元年(一七七二年)、一松郷船頭給村の袴沼浦名主縫殿之介は、本興寺の鐘を打つて御料、私料の百姓五百十二人を集め、連判して奉行所へ強訴した。その結果縫殿之介は死罪欠所となり、浜芝地開発は強行された。この事件は、近隣における前代未聞の騒動で、近隣郷迄も相誘う様子であったので、百姓達は片時も安心出来なかつた。それだけに浜芝地は、地曳網漁業にとつても重要な場所であつた。当時の状況をみるに、(米倉文書)

村内地先新開地割、並塩稼之儀、名主取計らい不<sup>レ</sup>宣に付き、惣代引請て相願旨、船頭給村縫之助発起に同意致し、惣代の者共相願い証文に連判致し、一同の願いに加わり、不届に付、村高に応じ過料錢之十二<sup>メ</sup>仰付候。

一、中里村甚兵衛、新開地割並に浜高の儀に付、品々の願を縫之助同意致し力及申候一同に加わり不届に付き過料錢十一文仰付候事。

一、中里村權兵衛、茂兵衛、船頭給村五郎左衛門、前里村清兵衛、驚北野村甚兵衛、驚大村彦右衛門品々の願を、縫之助企て、百姓共同意致し、力に及び申し、一同に加わり罷在候不届に付き一人前過料錢一<sup>メ</sup>文宛仰付候事。

右之外御構無<sup>レ</sup>之御座候旨仰渡候。曩の過料錢之儀伊兵衛、半左衛門様御役所え相納め、若し違背に及び候えば重科御仰付候。恐入仍つて証文如<sup>く</sup>件。

一松郷之百姓ども徒党致すの節、徒党に不<sup>レ</sup>加者ども左の通り取仰付候以上。

一、入山津村武左衛門儀、小前百姓心得違可<sup>レ</sup>仕様とも可<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>之處、出精致し一人も徒黨に加らず候に付、御褒美並銀十枚取下さる旨取仰渡候。

一、右村組頭喜兵衛儀、同定に致し、出精候に付、御褒美並銀三枚取下さる旨取仰渡候。

一、溝代村太郎左衛門宮筋より利解を申聞かせ百姓ども抜り無く出精仕候に付御褒美並に銀五枚取下さる旨取仰渡候事。

一、原村名主五郎左衛門儀村々より徒黨に加わり可<sup>レ</sup>申旨告來り百姓ども一人も徒黨に加わらず出精仕候に付御褒美として銀十枚取下旨取仰渡候事。（以下略）

安永六酉年十月十九日

村役人印

御代官 飯塚伊兵衛様  
御奉行 粟原能登様

以上のように郷内の大事件であり、その判決も厳しかつた。それだけに幕府の新開発に対する態度も強硬であつた。

(註) 嘉永五年(一八五二年)一宮本郷浜芝地の儀、御林より東浪見境迄之内武士溜陣小屋等御用也、御差除、残地所四十二名御人数見隠れ場並御田地風除等に相成り候様、松木雜木何によらず植込み、樹葉勝手次第に伐取り樹木生茂候様、致すべき旨付候付き、農の絵図の通り名主年寄八人の者に割渡し引残分四十二名之割付候様仕度く、村役取締百姓代一同相談の納得の上申分無<sup>レ</sup>御座候、依つて一同連印仕り、奉<sup>レ</sup>差上<sup>レ</sup>候。

嘉永五子年六月

一宮本郷村

名主 新右衛門

惣坪 十一万四千坪  
但凡 三十八町歩

同 彦兵衛

三万七千八百坪浦地先

同 和三郎

残る

年寄 貞造

七万六千二百坪

同 金兵衛

此坪地に松木を始め

同 吉兵衛

諸木植込也。

同 九兵衛

### 地曳網漁業の盛衰

九十九里浦は、磯浜と砂浜に分れ、遠浅で

陸棚をなし、近海を黒潮が通つてゐるので、漁族は豊富である。潮流も、南は太東岬の海崖を削つて南から北へ、北は屏風岬の海崖を

削つて北から南へ流れ、片貝附近で両方の流れが落合うので川口も自然南部においては北へ移動し、北部においては南へ移動する。房総の沿岸は、まず内湾が漁村化し、ついで外房の磯浜が漁村化し、更に九十九里浜の砂浜が漁村化した。九十九里浦の漁村化は、江戸初期に始まり、鰯漁業の発達は紀州、和泉の上方漁師の房総沿岸への出稼ぎの定着や、岡聚落からの進出、領主の地曳網漁法の指導、幕府の保護政策、江戸干鰯問屋の資本投下による、明治十六年の千葉県編「房総水産日誌」によると、九十九里浦地曳網の起源は、四百余年前弘治元年(一五五五年)に、紀州の人西宮久助が、九十九里浦南白亀浦に漂着して荆金村長島丹後に寄寓し、本国熊野で使用している網に倣い、曳網をつくったといい、九十九里浦作田村の「作田家祖先傳来記」の中に、

「古くはかぐらさん地曳といい、田畠肥料取りのために数人で行つたから百姓肥取地曳ともいつた」とある。(千葉県農地制度史上巻)

明和八年(一七七一年)関東鰯網由來記によれば、「紀州、泉州(和泉)之漁人下りて浦々に居住し、漁業する所の入手網、元禄年中の頃迄船にて紀州へ上<sup>レ</sup>下せしかど小船にて遠路危ければ元禄の頃より、いつとなく居浦に漁船廻<sup>レ</sup>置き、陸路の往来とは成にける。又上総国九十九里浜之内一宮といえる浦に片岡源左衛門といふ人、三大力といふ船を作り、始めて漁業を始めた。是れ九十九里浦にて地曳網の始なり。」

江戸の初期に始まつた地曳網も、宝永、元禄の頃には最盛期に入

り、上方漁師など、毎年五月から十月迄漁期を定めて鰯漁のために出稼ぎに来たが、地元豪農の地曳網を行うものが増加し、出稼漁師も定着するようになり、享保以後には跡を断つた。船頭給村、新地村には塩場がなく、新地村は中島村から、船頭給村大坪村から四郎兵衛持浦之内三十二尋を三両一分で買ひ、地曳網の鑑札を頂戴して繰業している。一松郷は、慶長五年(一六〇〇年)本多中務太輔が、関カ原御陣の際長百姓十八人に大多喜城の城番をいいつけ、帰陣後慶長六年御領分一統を検地し、その時、城番を勤めた長百姓に褒美として塩浜一千三百間下され、子々孫々まで相続立つようとに特權を擧<sup>レ</sup>浦名主まで下された。この特權は前述の通り塩浜稼、地曳網、海上海中における一切を支配し、一宮本郷、東浪見村の名主とは性格を異にし、特種な権利を持つていた。これら浦名主は小前百姓を使役して新田開発に、塩浜稼ぎに益々豪農となり、地曳網も行なうようになった。幕府は、鰯漁業振興のために資本を貸し、関東取締出役を設けて鰯漁業労働者を取締つた。寛永九年(一六三一年)老中青山下野守は、房総合せて鰯網千三百四十張の鰯網職に、十四万八千両を貸し下げ、鰯漁業の発達をはかつている。幕府が鰯漁業を保護した理由は、

一、浜付村の砂地の田畠は、地曳網漁業の助力があつて始めて領主の期待する年貢を納める事ができる。

二、干鰯、メ鮓は重要な農耕肥料で、房総沿岸の農村ばかりでなく、東海道諸国の水田、畿内、中国地方の木綿、阿波の藍業、紀州の蜜柑等農作物の収穫に大きい効果があつた。

地曳網は網一帖につき千両を要するから、千両株とも云われ、網元の多くは江戸、浦賀の干鰯問屋から資金の融資を受けていた。当時の網元は自己資本であり、小地曳網一帖につき水主四〇人～五〇人を要し、大地曳網一帖については六〇人～七〇人を要したと言われる。それらの水主に対して、網元は田畠一反歩乃至二反を無償で耕作させていたので、豪農でなければ地曳網漁業は出来なかつた。九十九里浦鰯漁業は、盛んな時は、漁村維持法の中に、「諸国の漁事九十九里の地曳に如くものなし」と賞讃されている。寛政の頃の地曳網の分布は、東浪見村に七帖、一宮本郷村に四帖、一松郷に十八帖、牛込浜宿、四天木、今泉、真龜の村々合せて三十帖と記されている。文政十年（一八二七年）佐藤信淵の経済要録の中に、「南総東浪見村の太東崎より北総銚子港の犬吠岬まで漁業で口を糊する者四万戸、網主三百余家に及び、その他繩舟を業とする者数百家あり」とある。如何に地曳網が盛んであったかがわかる。網主は、殆んど岡聚落に住居を持って海岸に出張所を持っていた。海岸には上納屋と下納屋があり、上納屋は網主の地曳の指揮監督するところで、下納屋は沖合、賄、中乗音人、水主、炊、鳶野郎の起居する場所である。漁油干鰯製造納屋は、炊釜二個ある者を大納屋、一個あるものを小納屋といった。小前百姓出稼小屋は浜付村の百姓ばかりでなく、隣の内陸の村々の百姓達が干鰯、メ粕を毎年貯蔵して仮住するものがあり、地曳網の発達と新田の開発によって納屋聚落を形成するようになった。東浪見村、一宮本郷村、船頭給村、新地村においては、納屋名はあつたが、実際に、聚落が出来たのは、

「南総東浪見村の太東崎より北総銚子港の犬吠岬まで漁業で口を糊する者四万戸、網主三百余家に及び、その他繩舟を業とする者数百家あり」とある。如何に地曳網が盛んであったかがわかる。網主は、殆んど岡聚落に住居を持って海岸に出張所を持っていた。海岸には上納屋と下納屋があり、上納屋は網主の地曳の指揮監督するところで、下納屋は沖合、賄、中乗音人、水主、炊、鳶野郎の起居する場所である。漁油干鰯製造納屋は、炊釜二個ある者を大納屋、一個あるものを小納屋といった。小前百姓出稼小屋は浜付村の百姓ばかりでなく、隣の内陸の村々の百姓達が干鰯、メ粕を毎年貯蔵して仮住するものがあり、地曳網の発達と新田の開発によって納屋聚落を形成するようになった。東浪見村、一宮本郷村、船頭給村、新地村においては、納屋名はあつたが、実際に、聚落が出来たのは、

一宮海水浴場が出来て岡聚落から移動してからである。北部の幸治、中里、古所、四天木、片貝の各村では、すでに江戸中期以後に納屋聚落を形成している。安政年間船頭給新田は無民戸であり、海岸には納屋守りがいるくらいであつた。地曳網漁業をみると、半島、天和の頃は網数も相当増し、藁網を用い、網の間数も長く、半島から大きいのは三十人乗組みのものもあり、半年を一職として、漁獲売高二百両くらいで經營していた。享保、元文の頃になると、漁業は益々盛んになり、網も苧麻の網を用い、網の間数も長く、半島五百両くらいの大漁がみられた。この頃は、干鰯にして諸国へ輸出した。宝暦の末から明和、安永の頃に不漁が続き、約六十年間の不漁に悩んだ。この時網数も半減し、幕府は、寛政二年（一七九〇年）地曳網保護の触書を出した。

### 1 地曳網に用いる苧麻は下値に売る事。

2 水主の手金、沖合の給金は理由なく引上げない事。

3 潟れた網を取立てるため金子を貸し渡す事。

このような保護政策で、また追々網数は増加し、網主の身分も名主上席におされた。文化、文政の頃、地曳網は益々盛んになり、網布数も六反服と唱え、長さ五十五尋になった。網主は不漁時に水主の生活を救助したので、網主と水主の関係は恩義によって結ばれ、平日は農耕する有様であった。この頃は大地曳で水主六〇人～七〇人、小地曳で四〇人～五〇人乗組の規模を持っていた。網も四契の手網から六契のものになり、これが永く使われ、現在の地曳網よりはるかに大規模のものとなつた。「板子一枚下は地獄の沙汰」とい

われるよう危険な仕事であり、良い場所に網を張るには良い沖合が必要であり、海岸では屢々乱斗が行われた。そのために船中に槍、長刀、竹槍を積込むようになり、また盜鰯が公然と行われたので、関東取締役出役を願い出ている。幕府は文政十一年以来、「八州廻り」という関東取締出役二十一人を、郡代、代官につけて警察の任に当らせていた。地曳網漁業には網主、沖合、賄の三役があり、網主は優秀な沖合をかかえ、すぐれた経験によって漁獲高を挙げられるので、よい水主と共に優遇された。船頭村では、優秀な沖合と田地二町歩を交換している。また海岸争論については、嘉永四年（一八五一年）に一宮本郷新対村の網主と、船頭給網主が網張立てで城下磯辺で争論に及び、不慮の災難で怪我をし、船頭給網主が、払戸水主六郎兵衛に療養手当九十両を支払っている。関東取締役が厳重で、内済示談にしている。

「此度に至り、万々一病人身分の儀にて何様変事が起り候う共網主は勿論、御同人抱水主一同に対し縮置向様等更に無之御座候。此の一件に付き、猥りに難題申す者共えは加印一同引受け、少しも迷惑相掛申間敷く、後日の為に加印一札差上申候」

これには当人は勿論、親類、組合惣代、網主惣代、扱人が入って縊密に話し合い、生活保証の問題で九十両（現在一五〇万円位）は相当高額であった。天保の頃は地曳網漁業の最盛時で漁獲も多かつた。明治二年（一八六九年）の記録によると、東浪見村原網では、三日間に二千六百両、一宮本郷村倉田網では三日間に二千四百両と浜大漁であり、まさに一攫千金であった。また漁師は神仏の信仰が

厚く、大漁の時は早速氏神へ神参に行く風習があった。文政五年（一八二三年）南宮神社の記録には、

「此度海上安全、漁業繁昌之御祈り満願に付き、九十九里浦御網主中様え、御祓札差上申候間、日出度く御受納取り下され候。右の御名前帳に記し御神前に陶置、朝夕舟誠を抽で御祈相勤めべく候以上」

とある。

宮原村大宮南宮両社神主

白鳥齋宮

文政五年九月

御役人中様

浦々御網主中様

当時最盛時であった地曳網の網主と御名前帳から拾つてみると、

長九郎 新熊網、原網、新網

善右衛門 網

新五右衛門 新出来網

道七 鈎網

惣次左衛門 大村網

彦十 岩切網

一宮本郷村

片岡藤右衛門 一帖網

片岡太吉 一帖網

秦彦兵衛

渡辺六左衛門 一帖網

片岡源右衛門 網一帖

中村三左衛門 網一帖

船頭給村

木島糸之助

田中治郎兵衛 一帖網

鬼島彌惣右衛門 組合

木島糸之助 網一帖

文政年間には東浪見村に八帖、一宮本郷村に五帖、船頭給村に二帖、新地村には二帖あり、東浪見村の網は一帖網に比べて規模が小さかつたが、一宮海岸地先で二十二帖もあり、その盛んな事が想像される。天保の頃の豊漁は、天保四巳年（一八三三年）の大風で凶作となり、米価は暴騰し、更に天保八年（一八三七年）には米価の高騰が激しく、飢餓に遭う所、九十九里浦では、その患もなかつたと云う。下つて嘉永、安政の頃は、幕府の世話を行届かず地曳網も衰微し、漁獲も少く、網数も減り、網元の倒産するものが多かつた。

また海岸浦へは色々な漁船が入り、鰯売買も賑やかであったが、種々の問題を起している。享保年間には房州の八手網が一松浦へ入り、一松浦も、一宮本郷も相対で買取っていたが、湊口が一松への塩場の内にあつたため、八手網主の勝手に行かず、一松村商人ばかり

享保十七年子十月四日

加納遠江守知行所

上総國長柄郡一之宮本郷村

訴訟人 名主 三左衛門

同 源左衛門

同 角右衛門

同 文右衛門  
同 源右衛門  
同 惣百姓代

原新六郎御代官所

長上総國長柄郡一松村

相手 名主 内 匠

同 市郎兵衛

同 新左衛門

以上の通りだが、享保の頃は豊漁で、房州の八手網がどんどん一松浦入会に船を着け、売買されている。その場合は一松村浦方だけでなく、一松本郷村、新篠村も一松村と同様に入会で売買されるよう取極め独占売買を禁じている。

### 農民の生活

天正の頃敗戦武将やその家臣は、高台で雜草の繁茂する場所、水利のよい場所を見つけて隠遁帰農し、その土地の開発地主となつた。荒地を開墾して肥沃な田畠にするには、容易な労働力でなかつた。それらの土地は文禄、慶長の繩入として本田畠として検地帳に登載された。村落形態もこの頃出来たと思われる。江戸初期においては、封建制度が農村に基づいて成立する以上、天領、私領の区別なく政治上の単位は村であり、幕府や大名旗本の財政が年貢の収入によるものであるから、貢租は村に對して割り付けられ、年貢を完納させるために種々の制度を設けて制限を加えている。本多佐渡守正信が將軍秀忠に与えた教訓書の中に、

百姓は天下の根本也。是を治むるに法あり。先づ一人一人の田地の境目をよく立てて、扱て一年の入用の食物を積らせ、其の余を年貢に納むべし。百姓は財の余らぬ様に、不足なき様に治むる事道なり。胡麻の油と百姓は絞れば絞る程出るものなり。

と農民対策が如実に語られている。また將軍家光は慶安二年（一六四九年）の御觸書で、「百姓は分別も無く、何の考えもなきものに候」と述べ、「年貢さえすまし候えば百姓程心易きものは無し」といつている。豊臣秀吉は、天正十六年（一五八八年）刀狩りを行つて兵農を分離し、封建制度の確立のために土地割換制度をやつてゐる。この制度は、農民に平均的耕作権を与えるところから一村の耕地を村民の共同管理とし、貢租も定免制貢納義務の村落連帶をとり、貢租負担を平均にして不納や未進の百姓を防ぎ、貢租の円滑を図るために、一村の土地を共同で管理して各人に一定の石高の持分によつて貢租を納入させた。村は行政上の自治体であり、名主、組頭、百姓代、所謂村三役が村の行政を執行した。村は村として出入りなどの訴訟行為をなす能力を持ち、他村との協約を結び、村の財産を所有し、村の名義において貸借売買する能力を持っていた。村の所有地は村民の共同利用地であり、現在草刈場、入会地砂取場としてその形を残している。農民には年貢上納や、共同作業や、その他の諸役が非常な負担であった。年貢についても領主代官所から割付目録が來ると村三役で割付け、割付方も定免制と検見制があり、殆んど定免制で割付けられた。殊に不毛地や水損地を耕作している小前百姓は、定免制による年貢皆済は困難であり、時々村民の

りが買取つて商売をしており、一宮本郷村は商業が無く非常に迷惑をした、と記録されている。その済口証文を見ると、

一宮本郷村の者ども只今迄水鰯入会に買取候と申す証拠并一ツ

松村にも一宮本郷村は前々より入会に買来らず候と申す証拠も之

なく、御尋ねに相成候処、一の宮本郷村証拠はこれ無く候得共、

此度一の宮本郷村と一同に願出べき処、其の儀もなく願出です段

只今迄入会に買來らず証拠の由申上げには、新寛村の者共召出し

御吟味相成候処、水鰯船引候節はかけつけ次第に新寛村も以前は

調い候得共、小村にて近年困窮に及び候故調申さず由、口書差上

候。其上近国浦々迄も御吟味取極候節はかけつけ次第に新寛村も以前は

買候旨、相州三浦郡走水村浦、郷村長浦村、横須賀村名主、組

頭証文差出候得共、一松村申分難<sup>ハ</sup>相立候。仍て仰渡候者以来水

鰯之儀、一宮本郷村一松村入会に売買致すべき旨取仰渡、双方奉

畏候。若此儀に付重ねて出入り間敷儀仕候はば、何分之御科にも

取仰付べき候。為後日仍如<sup>ハ</sup>件。

援助を仰ぎ村全体に迷惑をかけなければならなかつた。年貢上納も

普通は五公五民であり、時には六公四民となり、甚しい時は七公三民にまでなつた。五公五民（検地帳記載の收穫予想高の五割が年貢で五割が自分のもの）、また農民統制に五人組制度を強化した。秀吉は慶長二年（一五九七年）百姓の間に五人組の制度を設けて悪逆者の出現を防止させ、徳川家光は寛永十四年（一六三七年）に五人組の制度を励行し、浪人の取締り、切利支丹宗徒の取締り、生活上の相互扶助、年貢の共同納入の任務まで強化した。また船頭給村の文政十一年（一八一四年）の五人組改帳には、切利支丹宗の禁止、離村転住の制限、年貢納入の奨励、喧嘩、飲酒、博奕、竹木伐採の禁と詳細に規定している。何といつても武士の生活を支える年貢皆済が農民に取つては大きな負担であり、農民の窮乏にたいする百姓一揆も起つた。正徳五年（一七一年）房州北条村の万石騒動は、領主屋代忠至の家臣河井藤左衛門の苛酷な檢見にたいする反抗運動であり、その結果は屋代氏は所領没収、河井氏は死罪に終つた。その他農民統制は、農民の転住を禁止している。寛永二十年八月（一六四三年）郷村御觸書には、

耕作無沙汰に仕り、其處一村の厄介に成り候様に仕り候間、猥に他所へ罷出で百姓の有るにおいては急度曲事に申すべく申付べく事、行方知らざる者に一泊の宿をかしてはならぬ。男女によらず一ヶ年の奉公に出る者は必ず組頭に届け出る事。

また土地の永代売買を禁じている。

一、永百十六文五分 右者字椎ヶ沢より新対村境に至る同村東側より浜松林下迄川内岸通芳錢見分之上書面の通り年限をもつて相極め候条請負人より取立可申納者也

岩堀市兵衛

年貢は一切米で上納され、寛政十一未年、芳錢は葦錢の事であり葦の税金までとつたのである。農民の食事は三度とも雑穀で、米食は、正月、五節句、盆、神事の時だけで一年間を通じて三十日にも足らないのである。このように商品化出来る作物の少ない農業経営では、鉄製の農機具を購入しなければならなかつたので、肥料は金肥を使用出来ず自給肥料が大部分を占めて来る。棉作、蜜柑、藍葉、煙草、砂糖等の作物には金肥が使用されるが、主穀には刈敷、鰯肥の自給肥料に依存しなければならなかつた。金肥といつても干鰯、メ粕位で、耕作面積の大きい農家は有畜農業でなければ困難であった。嘉永七年（一八五四年）の船頭給村の宗門人別帳を見ても戸数四十七軒で馬十八頭では四割にも満たない。又田植えの月の忙さは今日と比較にならなかつた。小前百姓は名主宅の田植えの手伝い、田植えの準備、鍬によつて耕起し、代搔によつて碎上し、刈敷刈といつて肥料用の柴、草の採取作業が今日より余計にある。刈敷刈は村毎に一定の慣行があり、採草日は限られている。田植も季節的に限られているし、水田一反歩に平均三百メートルの刈敷が必要である。これと水に「柴抜」げをし、ふませて生柴、草を田に踏込み、平にして田植えが行わるので、田植えの月は猫の手も借りたい忙しさであった。

「田畠永代御停止の儀は、家康公御治世の節より御撻といえり。

その訳は金銀多分に持たる浪人、又百姓、町人に限らず、金銀等にまかせて買取候はば一村一郡をも買取るべし。然る時は権勢強くして上を恐れず、一揆を起すべし、国郡騒動の種となる」（地方落穂集）

更にまた、土地の処分をも制限している。將軍家綱の寛文十三年六月（一六七三年）の御觸書には、こうある。

「名主、百姓名田畠持候大積、名主二十石以上、百姓十石以上夫れより内持候ものは石高猥に分申間敷旨仰せ渡され、畏れ奉候。若相背候はば何様の曲事にも仰付らるべき事。」

名主は二十石以上、百姓は十石以上田畠を所有するものでなければ兄弟、子供等に土地を分配する事は出来なかつた。百姓は農村に括りつけられ身動き出来ぬよう束縛された。慶長二年（一六四九年）の御觸書をみても、百姓は「朝起きを致し、朝草を刈り、昼は田畠耕作にかかり、晩には繩をない、俵を編み、酒、茶、煙草はのまぬ事。」「木綿の着物を着ること」「冠婚葬祭は内輪にやり葬式の会葬者の人数も制限」している。毎日の労働に生活のゆとりなど見られない。更に土地利用に制限を加え、煙草菜種の栽培を禁じている。寛永二十年（一六四三年）の御仕置の書付に、「五穀の費に成り候間、たばこの儀当年より本田畠に一切作間敷候。」

また芳錢と言つて一宮本郷においては永百十六文五分を納めている。

芳錢納之事 当未年より亥年迄

浜付村では地曳網漁業がおこつてから生活も楽になり反収も多くなつた。然し消費生活が多く「宵越の金が持てない」といわれる位無駄遣が多く博奕、間引という弊風が海岸一帯をおおついていた。子供は多く、生活が苦しいので間引せざるを得なかつた。地曳網も一番笛が鳴ると、年寄、子供を置いて海岸に出るので海は大賑いであり、天保九戌年（一八三八年）東浪見村明細帳には村方農業の間男は獵業、女は着用木綿、夏は男女共塩浜稼をした。當時浜付村一帯と共に風呂があり、江戸末期に風紀が紊乱する廉で閉鎖されている。

農村経済に就いては一宮本郷には元禄の頃商店が出来て市日が設定されている。元禄の文書に依ると、月三回、五日、一五日、二十五回に市が開かれ、明暦三年（一六五七年）脇坂淡路守御検地の砌り、月六回開かれている。一日、五日、一〇日、一五日、二十日、二五日近隣の村々から農作物を持って販売していたと思われる。文化、文政の頃佐藤信淵、大原幽学も本郷に来ており農業、漁業の指導から頼母子講という無尽もやつてゐる。一宮本郷も房州からの江戸街道の宿場であり、年貢の上納、神社仏閣への参詣、奉行所への往来に賑つた。交通機関は馬、駕籠、徒步であり伝馬制もあつたが非常に不便であった。江戸末期の飛脚便をみると、神尾五郎三郎内、柴田幸太夫、先触に代官の出張について、（田中文書）

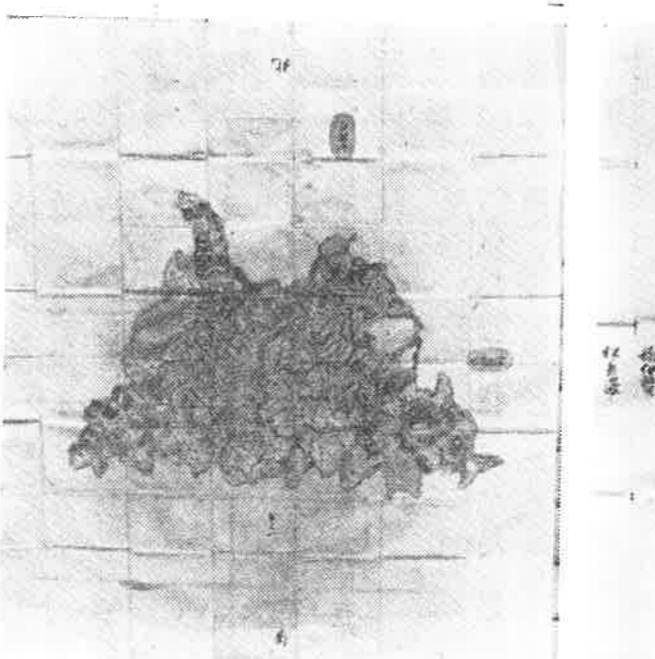
一、山駕籠人足 二人

一、当掛物人足 一人

右者明後十三日明け六時江戸屋敷出立、上総国一ツ松船頭給村迄籠越候間、書面の人足、宿々無差支差出候十二月十一日柴田幸



遂に糺明する處、本郷村之山從先規高に繼、為ニ山年貢、銀四貫文宛出し來り候。其上四ヶ村百姓本郷村之山え入り、秣取來候証拠無レ之、古来四ヶ村地内に秣場有リ來候。然に在年新林新開致レ之秣場所不足に付、本郷村之山え可ニ入会計策を以て、柏谷之道嶮敷致之旨申出候旁以て非分之至也。向後本郷村之山え四ヶ村百姓不可レ入事。



長柄郡本郷村他4力村の秣場の論争（元禄7年の文書と図面）

遂に糺明する處、本郷村之山從先規高に繼、為ニ山年貢、銀四貫文宛出し來り候。其上四ヶ村百姓本郷村之山え入り、秣取來候証拠無レ之、古来四ヶ村地内に秣場有リ來候。然に在年新林新開致レ之秣場所不足に付、本郷村之山え可ニ入会計策を以て、柏谷之道嶮敷致之旨申出候旁以て非分之至也。向後本郷村之山え四ヶ村百姓不可レ入事。

一、四ヶ村百姓訴えの趣は、今関井戸谷、山峯限レ之、西方上市場村地元ニ而、川嶋村、川須谷村、小瀧村本郷村百姓入会候旨申レ之、本郷村百姓答候は、本郷村地元にて上市場村計入会候旨申レ之、此度本郷村より差出す証文令ニ点検ニ処、今関井戸谷本郷地元にて上市場村百姓入会秣刈取候と相聞え候、然る上は如前々ニ本郷村地元にて上市場村可レ為ニ入会事。

右場所に就いて不ニ分明ハ、為ニ檢使ニ松平清三郎、手代磯村十郎左衛門、作村惣左衛門手代田村十歳差遣わし入会境相定候。仍ニ後証ニ絵図裏書双方え下し置候間、不レ可ニ再犯一者也。

元禄七年甲戌十月六日

井三十郎

稻	伊賀
松	美濃
川	摂津
能	出雲
本	紀伊
戸	能登
松	壱岐

船頭給村では、享保八年（一七二三年）に名主を相手取つて秣場争論を起している。

南者船頭給村下より北は入山須村迄芝間御座候。此芝間之儀は一松村中御料私料六拾御座候と右御地頭頭様え奉、願御下知を以て村高に割地に取仰付候。則ち船頭給村中にて本百姓分五に割り分け、壱分は縫之助、残る四ツ分は治郎兵衛、平右衛門、七郎兵衛、長助と割分け、其の一名の分にて分地の者共江割渡し所持仕候。然るに割地の外南之際川押道代共、貳拾間、長さ百間余紛残し秣場仕候處、是も縫之助持分に因入候に付、牛馬飼料も不<sup>ニ</sup>寵成<sup>ニ</sup>難儀仕候得共、數年困窮無<sup>ニ</sup>是非<sup>ニ</sup>只今之通り紛置申候。御慈悲を以て本百姓、分地の百姓之証拠委細御吟味の上奉<sup>ニ</sup>願上<sup>ニ</sup>候。

享保八年卯正月

上総国一松村の内船頭給村

惣百姓

野田三郎左衛門様

秣場は農民の死活問題だが、このような争論は各村々で起している。封建社会における名主の横暴と農民の困窮が伺える。

寛政以降、文化、文政、天保と地曳網漁業は盛んとなり、豊漁統きで、地主は分附百姓を従えて新田開発を行ない、そのかたわら酒造、醤油醸造、質屋を行ない、土地兼併を行ない、益々豪農となり、貧富の差は大きくなり、農民の窮乏も甚だしく嘉永五子年の文書によると、一宮本郷内高手馬持百姓卯兵衛外廿四人の者が持馬がおいおい老馬になり諸役相勤めがい状態であるので、殿様から年六朱の

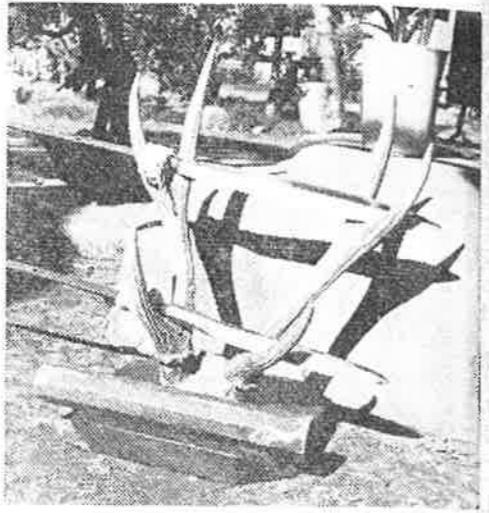
割合で、お金百両拾五両を借り、五カ年賦で年々、十二月廿日限に元利取揃えて返納する証文がある。馬は農耕には欠く事の出来ない畜力であるが一頭五両もする馬は農民には容易でなかった。地曳網

元の生活は豊かになるばかりで、そこには文人墨客の遊ぶものが多かつた。国学者平田篤胤はこの地に来り、「玉櫻」はこの頃の作といわれる。狩野保村、弓削鳴岳は篤胤の門下である。農政学者佐藤信淵は寛政の頃一宮藩に招かれ、地曳網振興の指導に当り、北高根村酒井履信（通称赤紋）に居った。天保の頃長部村の大原幽学は数度一宮に来て餅屋治兵衛宅に泊り、風袋造酒、齊藤吉左衛門と深交載っている。漢学者井上金錢の四天王、太田錦城、龜田鵬齋、朝川善庵、梁川星嚴もこの地に来り子弟の指導に当つてゐる。梁川星嚴は詩聖とうたわれ、その門下の遠山遠如は一松郷蟹道の蟹江魚白処頭給村の木島采裕はその門下である。吉田天梁は七井土塾を開き一宮からも多くこの塾に学んだ。諸岡文節、田中豊治、酒井玄通はその門下である。玉前神社の祇官田中重則夫婦も塾を開き庶民の教育に当り、片貝の士族大村蕉雨は、東浪見村の大村信嶺と共に書に長じ蕉雨は船頭給村において青松堂塾を開いている。幕府の祐筆戸川播磨守安清は一宮藩主加納久徴侯の依頼により高藤山碑文をかき安清の遺作も散見される。高藤城址の碑文は県下随一といわれ、昭和の初頭一宮城側から現在の場所に移された。狂歌詩人蜀山人も本郷を訪れ、椎ガ沢斎藤吉左衛門宅に宿つてゐる。明治初年小川泰堂また

一宮に来り、笠屋紋田郎に宿っている。彼の紀行文觀海漫録に載せられている。その外の有名な書家画家が多く九十九里浜の網元の家に寓居し、近隣の師弟を指導し当時の農漁民文化の向上に与つて力があり、明治の初年においては長生郡の教育は県下に冠たるものがあつた。これは地曳網漁業の繁盛によるもので、一宮本郷だけではなく九十九里浦一帯の傾向であった。

この頃江戸の大相撲が東浪見村で興行されている。綱田村、椎木村が境界の出入りをし、綱田村が勝つてその祈禱相撲を行ない、弘化四年三月（一八四七年）大関剣山一行百余名が来ており、その興行ビラも緑川文一方に残されている。又安政三年（一八五六）には船頭給村においては地曳網不漁のため家運挽回のためぼうし台において興行され、百余名の江戸の大相撲が来ている。地曳網不漁による苦惱とその対策に焦慮する姿が眼前に彷彿する。

船頭給村、宮原境の白鴻街道の松林に明和五年（一七六八年）五井村の「万吾」と真龜村の「おりへ」の恋物語も、昔むした石塔の下に静かに眠っている。「万吾」は南白龜郷五井村の名主田辺新兵衛の伴で文武に秀でた男で、九十九里界隈に名を馳せた俠客であり、「おりへ」は山辺郷真龜村の名主の娘で絶世の才媛であつたといわれる。二人はいつか契り合う仲となつたが、「おりへ」はふとした事で病床に臥する身となり再起が危ぶまれた。その頃新地村に井上元信という外科医があつた。井上氏はもと播州赤穂の城主浅野内匠頭の外科医であったが、浅野家御家断絶と共に浪々の果、新地村へ定住するようになつた名門である。「おりへ」の病氣も元信の献身



義季の裔孫久  
直、久利の二  
世を経て久政  
に至り、嗣な  
きを持つてそ  
の族久通を嗣  
とし、和歌山  
藩に仕え、享  
保元年（一七  
一六年）徳川  
吉宗将軍とな  
るに及び、累進して從五位下近江守を経て、享保十一年諸侯に封ぜられ、一宮城主となり、一万三千石を食んだ。

#### 領地之状

伊勢国三重郡之内四箇村、員辨郡之内八箇村、多気郡之内貳箇村、上総國長柄郡之内十箇村、下総國相馬郡之内六箇村、上野国佐位郡之内五箇村、新田郡之内七箇村、高一万三千石目録本別紙充□之□依代々之例領地之状如件。

安政七年三月五日

遠江守

上総國長柄郡之内十ヶ村は、一宮本郷村、新築村（以上現一宮町）上太田村、下太田村（以上現本納町）、長尾村、小林村（以上現茂原市）、水口村、藪塚村、入山津村（以上現長生村）、椎木村（現岬町）一宮藩は久通、久堅、久周、久慎、久壽、久徴、久恒、久宜と八

代百四十一年間にわたり、一宮城主であった。一宮本郷との関係は非常に深かつた。一宮に陣屋を設けたのは文政九年（一八二六年）で、外国船が渡来し、内外多事となつてからである。一宮城跡に陣屋が造られたのは明暦三丁酉年（一六五七年）、脇坂淡路守の時であった（町有文書）。加納藩は小藩であったが、三河以来の譜代大名であり、幕政に参画した事が多かつた。久通は若年寄となり、久堅は大番頭より奏者を経て伏見奉行となり、久慎は大番頭に進み、久徴もまた若年寄となつた。一宮藩八代のうち五人までが幕閣に列し、寛政、天保の改革に与かつた。（帝國人名辞典）

#### 刑場で使用された槍

（陸沢村田中和雄所有）  
義季の裔孫久  
直、久利の二  
世を経て久政  
に至り、嗣な  
きを持つてそ  
の族久通を嗣  
とし、和歌山  
藩に仕え、享  
保元年（一七  
一六年）徳川  
吉宗將軍とな  
るに及び、累進して從五位下近江守を経て、享保十一年諸侯に封ぜられ、一宮城主となり、一万三千石を食んだ。

#### 刑場で使用された槍

的治療により全快した。嘗て契り合つた「万吾」との約束も、中里村名主五左衛門と北高根村名主六郎左衛門の力添えで元信との婚約も整つた。これと知った「万吾」は悶々の日を送り深く心に期す所があり、婚礼の当日、道中道祖神に待伏せたが、「おりへ」の姿を見なかつたので再び元信邸を襲つた。丁度入浴の処を下女と道連れに袈裟がけに背後から切り殺し、己れは新地村の墓場で「田辺万吾男でござる」と叫んで割腹した。檢使の役人があらためたところ、辭世の句を残し、割腹の仕方が実に礼法にかない惜しい男を失つたと慨嘆したといい伝えられている。その後寛政二年（一七九〇年）船頭給村で惡靈を払うため供養碑を建立し、その靈を慰めた。「万吾」と「おりへ」の清い恋は数え歌に歌われ、縁日等には三味線に合わせて歌われ、その歌詞もよく売れたといわれる。今なお春秋の彼岸には誰が手向けるのか香華に煙つている。

一宮藩内には野中地先に刑場があつた。最後の処刑は明治五年本郷内「のぶ女」の尊属殺しによる磔刑であったという。すでに明治維新になり文明開化とともに処刑されずに済んだのに、お觸書は処刑後に藩邸に届いたといいう。刑場は竹矢來で厳しくめぐらされ、見物人で市となしたといわれ、その槍はいまなお上市場の田中和雄氏が保存している。また宮原村の共同墓地西側にも、明治初年まで刑場があり、当時さらし首が一列に並び世間のみせしめにされたという。なお新宿西の山墓地も、六百年前の刑場の跡といわれている。幕末における一宮藩 加納氏の先祖は、新田義重の第四子義季に出で、世々參河国賀茂郡加納村に居つたので、加納氏を冒した。

溉の目的で築かれた。周囲十余町、面積二万余坪、数堰に分れ、耕地二百余町歩の用水に給せられ、文化、文政の頃と思われるが、一宮藩臣岩堀市兵衛は非常に苦心してこの難工事を遂行し、更に本町の人中村吉兵衛この工事を継ぎ、多年の辛苦を経て遂に大成した。

(長生郡郷土誌)この洞庭の用水のため一宮本郷は飢餓から救われたという。その後天保年中藩主加納久徴は桜樹数千株を湖岸に植え、中の洞庭にちなみ、遊覧の地としたが、廢藩以後、藩侯東京に去り桜樹もまた枯れ、昔の跡もない。天保十五年(一八四四年)三月藩主加納久徴、陸奥の多賀城に做り四方の里程を表記した碑を建てた。

#### 一宮洞庭湖碑

去大田喜	四里
去勝浦	七里
去長者街	二里
去東金街	五里
洞庭	去藻原

二里

三里

去長南

三里

去東金街

五里

洞庭

去藻原

二里

去長者街

二里

去勝浦

七里

去大田喜

四里

此地享保十一歳次丙午從五位下藤原久通始所受領所也、六世孫從五位下藤原朝臣久徴植桜樹數株于天女以修造焉。

天保十五年三月十五日

一宮本郷の市街地は、すでに江戸の初期正保元年(一六四四年)に江戸街道の宿場として形成され、玉前神社、觀明寺を中心として陣屋も明暦三年(一六五七年)脇坂淡路守の時につくられている。

正保元年の草創百姓一二六戸は、寛政五年(一七九三年)には六百

天保の頃、老中水野越前守忠邦の苛酷な改革に、諸物価は高騰し、民は塗炭の苦しみをした。天保九戌年(一八三八年)一宮藩では農民救済のため畳米(窮民米)を出している。一宮本郷村では申十一月領主から高持四十七人に米七百四十八俵の畳米を出させ、百文につき一合安にて売渡し、合力金として米一俵につき金一分宛と決めている。卯年には高持三十五人に米七十俵と仰せ出され、併せて米八百十八俵を畳米として貧民の救済にあてられ、百文につき五合替で売渡している。この時更に千大根五千三百六十五本、代銀二十四貫四六〇文を宿内貧民百四十九軒に施している。新安村においては米十三俵(但四斗入)を貧民十三人に無利子で貸し与えている。

幕末になると内外多事となり、文化十四年(一八一七年)イギリス船が浦賀に来り、文政五年(一八二三年)イギリス船は再び浦賀にあらわれ、幕府は遂に文政八年(一八二五年)外国船打払い令を下した。藩侯加納久慎は、いち早く一宮海岸に武士溜り陣屋を設け、用兵の訓練をし、更に久徴は長州の高杉晋作の奇兵隊の如く洋式兵法を取り入れ、加納の陣立として有名であった。町人にも調練をさせ、安政五年の年貢皆済目録をみると御陣屋御扶持米、来る未年分、練兵稽古弁当人足扶持米として、米百四拾四石が支給されていいる。天保の頃、御台場を設け、天保十五年(一八四四年)全国にさきがけて砲台を構築し、五門を据えて、海岸防備に力を尽している。慶応三年(一八六七年)薩長両藩に討幕の密勅が下ると、藩主加納久恒は將軍慶長に大政奉還を促し、ここに大政を朝廷に返上し、江戸幕府十五代二百六十五年の幕を閉じた。

天保九戌年の加納家日誌によると、

加納家々来役職氏名

御年寄御家老勤 丸山 卵右衛門

御用人

植木 津右衛門

奥掛

永井 楠五郎

御留守居兼

中村 勘兵衛

御勝手御館分兼

若殿様御附 笹岡 実学

御勝手兼

松崎 又右衛門

同 格

丸山 四郎兵衛

天保十三年九月九日

御役人共謁相済候後昨日相達置候一役一人之者相揃候段大目附申出候間當職御用人中一同出産掛源太夫右之通申候

御小書院

御物頭大目付兼

大久保造酒之進

郡奉行

石田 與四郎

御目附御徒頭

竹内 為右衛門

御側頭殿御小納戸

郡山 勇馬

奥年寄

玉置源右衛門

御勘定奉行

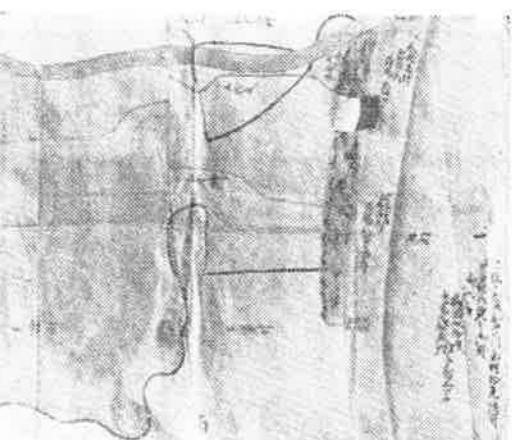
柴松 新兵衛

御近習小頭

松崎 左源治

御右筆

浦島 新太郎



天保15年一宮本郷村地図

七八戸となり僅か百五十年間に五倍も激増している。元禄以降、享保の新聞発後移住によるもの、分家によるものである。また正保の草創百姓は、その中に小前百姓は含まれていなかつたと思われる。

文政九年(一八一六年)陣屋が一宮城跡に設けられ藩侯がこれに移ると、士族は大手、陣屋に居住し、百姓は宿場町から周辺の谷、新田に居住した。

町火消は慶安のお触れにはすでに出ていたが、將軍吉宗が定火消を作つてから本郷にも加納藩の時につくられた。産業面でも洞庭の灌漑施設とともに茶の栽培を奨励し、蜆番を置いて蜆の養殖を図っている。蜆は一宮川の特産として知られ、將軍家へ献上している。現在では工業化学の汚水のために枯死し、松湯用水路の方へ移動して昔日の傍はない。また農政学者佐藤信淵を招聘して農業技術の指導をうけ、漁村維持法の指導を受けている。

大書院貳之間

御簾番 淩 德五郎

御広敷用達 田母神謙藏

御医師 原 芸庵

御供番御給仕番 石川又蔵

御儒者 金子佐中

御勘定方御藏方 鶴沢為治

御武箱廊下 土井大炊頭殿

御徒目附席御下徒敷守 渡辺瀧之丞

御徒目付 小畠藤五郎

書役 大屋啓輔

御勘定方 若泉藤之丞

隠居家督奉願候

高一万三千石 居所 上総国一宮

加納遠江守

寅四拾七歳

嫡子 加納大和守

寅三拾歳

私儀就病氣御役

御免之儀去已年十一月十四日願之通仰出難有仕合奉存候、其後

幾多記染真院服用、無油斷養生仕候得共、持病之痔疾相勝不

申、当春以来別而病強ニ付、外治烟中善良療治を茂清、種々療養

天保十三壬寅年

眞忠組の討伐 幕末の房総においては、徳川家恩顧の大小名

旗本が政治支配の中心をなしており、経済的には商業的農業や工業など殆んど発展せず、佐幕派で固められ、封建的な搾取に対する抵抗は消極的であった。かかる事情のところへ、弘化三年（一八四六年）アメリカの東インド艦隊司令長官ビッドルが浦賀に来て通商を求めており、つづいて嘉永六年（一八五三年）アメリカの提督ペリーは、黒船四隻を率いて浦賀にあらわれ、大統領の親書を浦賀奉行に手交して通商をせまった。国内の不安は増大し、おのずから物価が高騰した。こうした社会情勢の中で農民の不平不満が爆発するの

は当然である。文久三年（一八六三年）十一月、楠音次郎正光という浪人を首領とする浪士の一団が、山辺郡小関村新開（現九十九里町）の旅館大村屋伊八宅を本拠とし、茂原と八日市場に別動隊を配置して「報國救民館眞忠組」の看板を掲げ、口に尊王攘夷を唱え、自ら臨時役所を設け、牢屋を作り、人民を裁判するほか、貧民救濟を名に富豪宅に押入り金品を強奪する等の挙に出た。これがため、地方富豪でその難にあつたものが非常に多く、三浦帶刀、楠音次郎等は匝瑳郡八日市場の千葉源次郎、沢田清等を説得して与党とし、源次郎は茂原分隊副長となり、八日市場福音寺にも分隊を置いた。

嘉永年間夷船来泊し、陽に和親を説き、陰に国郡を併呑せん事を工み、貿易を名として威すに数国を以てす。此時既に御打撲之

仕候得共、兎角同ニ而氣分善塞眩暈強容易全快可仕病症無御座候旨、御医師共何茂申聞候、未隠居可奉願年齢ニ者無御付、嫡子大和守江家督被下置候様奉願候。以上

座候得共、久々引込御奉公難相勤奉恐入候、依之隠居被仰

天保十三壬寅年十月

水野越前守殿

土井大炊頭殿

堀田備中守殿

真田信濃守殿

一宮御留守居江

捷

一、御為宜奉存候儀心及精出可申候

一、支配向依怙貳寅仕間敷事

一、御門者卯刻聞き酉刻閉シ御家中御領中之輩之外者親類多り共

御構内に入べからず

御領中之ことの一宿茂致間敷候

公儀御役人諸家御使用者□有□□□寺社宿内にお□□可在□□

会事

附御差図得ずして止宿他悉以多須べからざる事

一、御領中御取締常々無油断心付、不可然儀者早速言上可

有之事

附惡者有之候ば御留守中茂御下知不相待在糺明其始未

是ニ可有言上事

御廟算雖有之、治平連綿たる御時節、武備御手薄に付、仮条約を結び、其内講武習戦之上、御攘夷可被為在御趣意ゆえ、右接戦之上は、我等微忠之志を尽さんと、同盟相結び罷在候處兎角御手延而已相成候に付、夷賊は愚民姦商を感じ、利を以て誘引し、皇州日々有用之財を奪い、夷國無用の品を高価に売り、国民之困窮、内患之生ずるも不顧、国政を相預る官人ら、賄賂に魂を奪われ、下民之苦みも不察に付、忠義之武士は為役命を落し、恥を知るの輩は作病して役を辞し、於茲國大名は、自国防禦を専一として帰国せしより、御公儀愈ニ御手薄に相成候に付慷慨之上國々に黨を結び皇國之汚辱を一洗せん。」（房総叢書第五卷）

とあり、  
但寄湯村上より写を以組合村々へ早々觸出し、小前末々まで不  
洩様、村役人より可申付候 以上

文久三年十二月  
天朝之浪人 真忠武士 松本熊太郎組  
房総支配役 三浦帶刀有国（花押）

九十九里小関新開旅館  
同役世話方 楠音次郎正光（花押）  
村々大惣代中

と各村々へ廻状を廻している。これはたまたまこの地方に流れ来た浪人武士が、その頃大和の十津川で楠正成の首塚を弔い、代官鈴木源内を殺したのにならって遠くからこれに応じたもので、独自に発生したものではなかった。

茂原の別動隊は、三浦帶刀を隊長として藻原寺東寺院を役所とし、

四方の豪農宅へ押入っては金品を強奪した。元治元年（一八六四年）

一月十五日上永吉の千葉弥次馬家も襲われたといふ。

徳川幕府は事態を重視して関東取締役馬場俊藏、渡辺慎次郎等に討伐を命じ、更に岩代国福島城主板倉勝頭、下総国佐倉城主堀田陸

継、同多古城主松平勝行、上総国一宮城主加納久恒に対して討伐を命じた。この討伐軍は元治元年一月十七日を期して一斉に行動を起し、東金城主板倉内膳正は手法を持って新聞に向い、多古城主松平

豊後守は八日市場を攻め、一宮城主加納備中等は茂原に向い、佐倉城主堀田侯は後援であった。大村屋楼上で酒宴中の楠音次郎、沢田正三郎自刃して死んだ。一方加納備中守は次の四隊を編成して茂原の別動隊の討伐に向った。

文久四年正月十七日  
塩入義十郎知行所上総國長柄郡茂原村  
居所御改之處、左品捨有レ之  
一、剣術稽古道具 壱組 一、短刀 壱本 合葉 一、百廿目  
右之通り私ども為ニ御立合御見分之處、相違無ニ御座候、依レ之  
一札差上申処如レ件

次郎、大高泰助、大山重助を逮捕した。

差上申一札之事

今般當所に罷在候浪人ども為ニ御召捕御出役之處、逃亡候に付、

居所御改之處、左品捨有レ之

一、剣術稽古道具 壱組 一、短刀 壱本 合葉 一、百廿目

右之通り私ども為ニ御立合御見分之處、相違無ニ御座候、依レ之

一札差上申処如レ件

文久四年正月十七日  
塩入義十郎知行所上総國長柄郡茂原村

組頭 清兵衛

名主 金兵衛

壱番 物頭 吉川日出之助

小河 才助

外十八人

加納備中守様御内

岡田順之助様

貳番 諸上 小池源之丞

外二十九人

岡田順之助

外二十九人

四番 玉前大明神社人

田中 但馬

外十九人

総計 百人

これと知つた真忠組は、いち早く逃走したので、これを追ひ刺金

村（現白子町）で矢部重吾を討捨て、三浦帶刀、大木八郎、千葉源

この場を逃れた者も後日、加納隊に逮捕されて真忠組は潰滅した。  
浪人共は豪家から、かすめ取つたという所持金を見ると、茂原分隊長三浦帶刀、四両壱分三朱、副隊長千葉源次郎、十六両貳朱、大鷹泰助、四十六両三分、大木八郎、五両三分貳朱、大山重助、壱両壱分、三浦帶刀は隊長として所持金も少なく恬淡であった。

当時の落首にこういうのがある。

茂原から大鷹とんで一の宮

これを三浦が揚げる月星

## 明 治 時 代

一宮藩江

総督實梁

副將前光

頃日一種之兇党等処々屯会シ良民ヲ欺惑意暴行候趣不畏 天威言語通断之所業ニ候条右之徒等其領内ニ入込候ハバ悉ク召捕置可訴少候。万一千人數手ニ余リ候節ハ近隣之各藩申合急速連繫取領民指麾可為致候事

辰四月

副將前光

辰四月

副將前光

副將前光

廢藩置県 慶応三年（一八六七年）十月、慶喜の大政奉還により、二百六十余年間つづいた徳川幕府は滅びた。江戸城の明け渡し

は、翌明治元年四月十一日に行なわれたが、徳川方の中にはこれを不服とするものが多く、彼等はぞくぞくと江戸を脱出し、関東各地で徳川家恢復のために戦つた。房総地方においても、若干の戦斗、紛糾はみられたが、大半は時勢に順応する態度をとつた。

一宮地方における当時の世情は、一宮藩に下達された次の文書などからも十分に推察できる。

明治元戊辰四月二十一日御達

近日解散之兇徒等房総地方ニ湊会シ到處暴行残虐良民ヲ欺キ

不畏